

調布市監査委員告示第 1 号

令和 7 年度第 1 回定期監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 8 年 2 月 27 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和7年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部まちづくり推進課
-----	---------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(6) 行政手続について	<p>イ 申請者に発する許可等に係る通知文書において、審査請求等ができる旨の教示文のないものが見受けられた。</p> <p><b>行政不服審査法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に基づく第21号様式(焼骨以外の埋葬又は埋蔵許可書)について、教示文が未記載でした。今後の対応といたしましては、法制課と協議し、適切な時期に教示文の追記をいたします。</p>

令和7年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部住宅課
-----	----------

監査項目	留意事項等	措置事項
(3) 文書事務について	<p>ア 提出を受けた補助金等の申請書その他関係書類において、申請年月日及び交付決定日等必要な項目の記載がないもの、記載事項を鉛筆で訂正しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>イ 木造住宅耐震化促進助成金（交付・不交付）決定通知書及び木造住宅耐震化促進助成金額確定通知書において、要綱で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>本件は、補助金等の申請書その他関係書類の受付業務において、適正な事務処理におけるチェック機能が果たされていないことによるものでした。</p> <p>令和7年6月2日の課内会議にて、規則等に基づいた適正な事務処理の周知徹底を行いました。</p> <p>今後は、担当者による記載漏れや不備がないか等の確認とあわせて、決裁時における管理職含め複数職員による確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>本件は、助成金決定通知の事務処理において、要綱で定めた様式の使用に対する認識が不足していたことによるものです。</p> <p>定期監査のヒアリング・指摘を受け、令和7年6月2日の課内会議にて、要綱で定めた様式の使用について周知を図り、改善しました。</p> <p>今後は、本要綱に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
(6) 行政手続について	<p>ア 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行わ</p>	<p>本件は、調布市行政手続条例等に基づく審査基準等について、窓口に備え付けている冊子の定期的な見直しがされていなかったことによ</p>

	<p>れていないもの、窓口に備え付けた冊子に不備があるものが見受けられた。</p> <p><b>行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>イ 申請者に発する許可等に係る通知文書において、審査請求等ができる旨の教示文のないものが見受けられた。</p> <p><b>行政不服審査法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>るものです。</p> <p>そのため、令和7年8月29日に課内において冊子等の見直しを行いました。</p> <p>今後は、行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>本件は、減免申請に対し不可決定を通知する際、事前に不可決定理由について、対象者へ説明を行い、御理解及び御承諾をいただいていたため、通知文書へ審査請求に係る教示文が未記載でありました。</p> <p>今後は、法制課と協議し、適切な対応を図ってまいります。</p>
<p>(7) 所管例規について</p>	<p>所管する規則等の規定内容に不備があるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないものが見受けられた。</p> <p><b>規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>本件は、法令等が改正されたにもかかわらず、所管する規則等の改正を失念していたものです。指摘を受けた規則については令和7年10月15日付けで、要綱については10月1日付けでそれぞれ改正を行い施行しております。</p> <p>今後は、例規事務支援システム等を活用して、引用条例等の改正の有無を確認する等、定期的な見直しを行い、適正な事務処理を徹底いたします。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>保有する電磁的記録媒体等の機器において、情報セキュリティポリシーに基づく台帳が作成されていないものが見受けられた。</p> <p><b>調布市情報セキュリティポリシーに基づ</b></p>	<p>本件に係る台帳の未作成は、当課で所有する「デジタルカメラ・ボイスレコーダー・USB」等の電磁的記録媒体等を使用する際の台帳を整備するという認識が不足していたことによ</p>

	<b>き，適正な事務処理に努められたい。</b>	るものです。 令和7年6月2日に台帳を作成し，課内周知を図り，台帳の使用を開始いたしました。 今後は，調布市情報セキュリティポリシーに基づき，適正な事務処理に努めます。
--	--------------------------	--

令和7年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部用地課
-----	----------

監査項目	留意事項等	措置事項
<p>(2) 現金等の取扱いについて</p>	<p>切手使用簿に記載のない切手を保管しているもの、また、受払簿を備え記載することなく登記印紙を保管しているものが見受けられた。</p> <p><b>用地課公金等取扱マニュアルの見直しを含め、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>切手につきましては用地課公金等取扱マニュアルに基づき切手使用簿に記載のうえ管理をしておりましたが、一部の切手について使用簿への記載漏れがありました。</p> <p>また、登記印紙については用地課公金等取扱マニュアルに規定せず、受払簿のない状態で保管をしておりました。</p> <p>そのため令和7年6月10日に用地課公金等取扱マニュアルの見直しを行い、記載漏れのあった切手につきましては同日に使用簿に記載いたしました。</p> <p>登記印紙に関しては、用地課公金等取扱マニュアルにおいて、郵券の保管対象として新たに規定し、登記印紙の使用簿を作成のうえ記載いたしました。併せて、用地課公金等取扱マニュアルの郵券の使用目的に収入印紙を規定するとともに、郵券の保管対象といたしました。</p> <p>課内職員に対しては令和7年6月11日の課内会議において、切手及び登記印紙並びに収入印紙の取扱いは用地課公金等取扱マニュアルに従い適切に管理することを周知徹底いたしました。</p> <p>今後は、金券類の取扱いに関して、課内職員全員が適切な管理の重要性を再認識するとと</p>

		もに, 今回見直した用地課公金等取扱マニュアルに基づく適正な事務処理に努めて参ります。
--	--	---

令和7年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部道路管理課
-----	------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(3) 文書事務について	<p>ア 提出を受けた補助金等の申請書その他関係書類において、申請年月日及び交付決定日等必要な項目の記載がないもの、記載事項を鉛筆で訂正しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>ウ 道路占用（許可申請・協議）書及び道路占用料減免申請書において、規則等で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市道路占用規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>道路占用書類の中で一部、鉛筆により訂正をしている箇所がありました。</p> <p>今後、記載事項の訂正については、鉛筆は使用せず適正な事務処理を徹底するよう令和7年5月28日の占用担当打合せで周知しました。</p> <p>道路占用（許可申請・協議）書について規則等で定める様式と異なるものを使用していました。</p> <p>今後、規則等で定めた様式を基に、運用実態に合わせた、調布市道路占用規則（様式）の改正手続を行って参ります。</p>
(6) 行政手続について	<p>ア 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの、窓口に備え付けた冊子に不備があるものが見受けられた。</p> <p><b>行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないものがありました。</p> <p>直近の法令等の内容に沿うよう令和7年5月27日に修正いたしました。</p>

令和7年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部交通対策課
-----	------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 財産管理事務について	<p>行政財産使用許可に係る関係文書において、使用料を年度ごとに改定し通知する旨の記載をすることなく改定しているもの、同使用料に係る通知文書の題名を誤っているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>当課にて交付している行政財産使用許可書において、使用料を年度ごとに改定する旨の記載をしていないものがありました。また、同使用料の納付通知文書名を行政財産使用許可書としており、誤っていました。</p> <p>令和8年度分として交付する通知文書については、使用料を年度ごとに改定する文章を記載します。また、通知文についての名称を再度確認し「行政財産使用料納付通知書について」に修正し交付いたします。</p>
(3) 文書事務について	<p>ア 提出を受けた補助金等の申請書その他関係書類において、申請年月日及び交付決定日等必要な項目の記載がないもの、記載事項を鉛筆で訂正しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>当課で執行している交通安全対策事業補助金、ミニバス運行事業等補助金及び自転車用ヘルメット着用促進事業補助金について、申請日や対象店舗名の記載がないものがありました。申請日の記載がないものは、收受印を押印し、收受した日を申請日として手続しておりました。また、自転車用ヘルメット着用促進事業補助金実績報告書の起案文書の一部について、鉛筆により文言の訂正をしていました。</p> <p>そのため、窓口等で申請書を受け付ける際に、日付の記載がない場合には、その場で追記を求めるほか、起案文書の訂正が必要な場合には、ボールペンを使用し、訂正印を押印するな</p>

<p>(4) 人事管理について</p>	<p>エ 自転車等返還通知書及び保管自転車等返還受領書兼領収書において、規則で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>会計年度任用職員の通勤届において、通勤費用の算定に必要な支給日額の欄に金額が記載されていないものが見受けられた。</p> <p><b>調布市非常勤職員の報酬等に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>ど、適正な事務処理を徹底するよう、令和7年9月24日に実施した課内研修により周知し、対応を改めました。</p> <p>当課で管理している自転車等保管所において、自転車等返還通知書及び保管自転車等返還受領書兼領収書が規則で定められている様式とは異なるものを使用しておりました。</p> <p>現在は調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例施行規則で定める様式のもの各自転車等保管所へ配置いたしました。</p> <p>本件に係る所定事項への記入漏れは、令和2年に会計年度任用職員から提出を受けた通勤届について、経路等の確認は行ったものの、算定した通勤費用を支給日額の欄に記載することを失念したものです。</p> <p>申請書や届け出等の所定様式について、必要事項を記入すべき欄が空欄だった場合は追記を指導することを、課内周知しておりましたが、結果的に十分その内容が浸透しておりませんでした。</p> <p>そのため、令和7年9月24日に実施した課内研修において、調布市非常勤職員の報酬等に関する条例をはじめ、適切な事務処理を行うよう、届け出等を受け取る際の記入漏れの確認について、改めて共有いたしました。</p> <p>今後も、定期的な課内研修を行い、適正な事</p>
---------------------	--	---

<p>(5) 車両管理について</p>	<p>所管する車両の整備状況に係る点検記録において、入力フォーマットと自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされておらず、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表が作成できていないものが見受けられた。</p> <p><b>調布市車両管理規程等に基づき、適正な管理に努められたい。</b></p>	<p>務処理を徹底いたします。</p> <p>当課において入力フォーマットへの記入は励行していましたが、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされていませんでした。</p> <p>令和7年6月分から調布市車両管理規程等に基づいた自動車運転・整備日報と安全チェック表を連動した日報へ更新しました。</p>
<p>(6) 行政手続について</p>	<p>ア 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの、窓口へ備え付けた冊子に不備があるものが見受けられた。</p> <p><b>行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>イ 申請者に発する許可等に係る通知文書において、審査請求等ができる旨の教示文のないものが見受けられた。</p> <p><b>行政不服審査法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、法令が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないものがありました。</p> <p>法令改正等により内容の見直しが必要なものについては条例に沿った文言に修正いたします。</p> <p>また、窓口への備え付けを失念しているものがありましたので、不備があったものについては、修正後令和7年10月に窓口へ備え付けました。</p> <p>申請者へ発する許可文書において審査請求ができることを記載しておりませんでした。行政手続法による許可等に係る通知文書については、審査請求等ができる旨の教示文を記載いたします。</p>

<p>(8) 個人情報保護等について</p>	<p>ア 庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、個人情報及び業務上必要のないデータを格納しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>庁内ファイルサーバ外部フォルダへ個人情報及び業務上必要のないデータが格納してあったものに関しては、指摘後速やかに削除いたしました。今後は unnecessary 個人情報データについては、格納することのないよう指示し、一時的に保存する場合はパスワードを設定し、使用後速やかに削除するように徹底して参ります。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>保有する電磁的記録媒体等の機器において、情報セキュリティポリシーに基づく台帳が作成されていないものが見受けられた。</p> <p><b>調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>当課において保有しているデジタルカメラ及びボイスレコーダーについて、調布市情報セキュリティポリシーに基づく台帳を作成しておりませんでした。</p> <p>使用の頻度が高くなかったことから、台帳による管理を行わず、都度確認のうえ、使用しておりました。</p> <p>そのため、令和7年9月24日の課内研修での意見を反映の上、同台帳を作成し、令和7年11月から運用を開始することとしました。</p>

令和7年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部建築指導課
-----	------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(5) 車両管理について	<p>所管する車両の整備状況に係る点検記録において、入力フォーマットと自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされておらず、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表が作成できていないものが見受けられた。</p> <p><b>調布市車両管理規程等に基づき、適正な管理に努められたい。</b></p>	<p>本件は、所管する車両の整備状況に係る点検記録において、入力フォーマットと自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされていなかったことによるものです。</p> <p>入力フォーマットと自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされた、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表を作成及び課内周知し、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表を令和7年10月から使用開始いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>
(6) 行政手続について	<p>ア 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの、窓口に備え付けた冊子に不備があるものが見受けられた。</p> <p><b>行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>本件は、調布市行政手続条例等に基づく審査基準等について、窓口に備えつけている冊子の定期的な見直しがされていなかったことによるものです。課内において冊子の見直し及び改正に取り組み、令和7年9月末に作業を終えました。今後は行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
(7) 所管例規について	<p>所管する規則等の規定内容に不備があるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないものが見受けられた。</p>	<p>本件は、法令が改正されたにもかかわらず、事案決裁規程に定める課の個別事案で引用している同法令名の改正を行うことを失念していたものです。</p>

<p>(8) 個人情報保護等について</p>	<p><b>規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>ア 庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、個人情報及び業務上必要のないデータを格納しているものが見受けられた。</p> <p><b>調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p> <p>イ 個人情報ファイル簿において、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第7項に該当するファイルがあるにもかかわらず、「無」となっているもの、個人情報ファイルの利用目的に記載の根拠規定に誤りがあるものが見受けられた。</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な事務処理に努められたい。</b></p>	<p>同規程の担当課と調整し、次の改正時に漏らすことなく改正いたします。今後は規則等の定期的な見直しを行い、適正な事務処理を徹底いたします。</p> <p>本件は、課内職員の認識が不足していたため、庁内ファイルサーバ外部のフォルダ内に、個人情報及び業務上必要のないデータを格納していたものです。今回の定期監査後、庁内ファイルサーバの利用方法及び個人情報の取り扱いについて、改めて令和7年6月末の課内会議および全体朝礼において課内周知を徹底いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>本件は、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第7項に該当するファイルがあるにもかかわらず、該当しないものとして誤認してしまったものです。また、根拠規定に誤りがあったものは、個人情報ファイル簿作成時に誤記載してしまったものです。</p> <p>今後、個人情報ファイル簿の内容の再確認及び変更を行い、個人情報ファイル簿を修正し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>保有する電磁的記録媒体等の機器において、情報セキュリティポリシーに基づく台帳が作成されていないものが見受けられた。</p>	<p>本件に係る台帳の未作成は、当課で所有する「デジタルカメラ・ボイスレコーダー・USB」等の電磁的記録媒体等を使用する際の台帳を</p>

	<b>調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。</b>	整備するという認識が不足していたことによるものです。 令和7年6月11日に新たに台帳を作成し、台帳の重要性について課内周知をし、台帳の使用を開始いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
--	--	--